

2 (公社) 全宅連政策発第 14 号  
令和 2 年 6 月 4 日

都道府県宅建協会 会長殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

政策推進委員長 佐々木 正勝



**水害リスク情報の重要事項説明追加に伴う  
宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について(速報)**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、昨今大雨による大規模災害が頻発していることに伴い、不動産取引時においても水害ハザードマップを活用し水害リスクに係る事前の説明が重要視されております。本件については、昨年7月に国土交通省から本会に対し、不動産取引時に宅建業者が取引の相手方等に水害ハザードマップを提示して水害リスクの情報提供を行うよう協力の依頼がございましたが、これに関連して、今般同省において、宅地建物取引業法施行規則を一部改正し、ハザードマップを用いた水害リスク情報が重要事項説明の内容に追加されることとなりましたので、取り急ぎご案内申し上げます。

本件については、現在同省において施行規則改正に係る意見募集（パブリックコメント）が実施されておりますが、予定では本年6月下旬から7月頃を目途に改正される見込みであります。詳細が分かり次第、あらためてご案内させていただきますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本会が策定する重要事項説明書書式については本改正施行前に改訂を行う予定でありますので、あわせてご案内申し上げます。

敬 具

記

○【参考】宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令案について  
(電子政府の総合窓口)

<https://search.egov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155200315&Mode=0>

以 上